

特別支援教育に関する 申請のしおり

(現学籍)幼児年長対象



令和8年 4月

沖縄市教育委員会 指導課
特別支援教育担当

TEL:098-939-7976

特別な支援が必要なお子さんの就学について

特別支援教育は、子供たちが持てる力を最大限伸ばし、自信をもって学校や家庭生活を過ごすことができるようにするために、一人一人の実態を把握し、必要な支援が適切に受けられる「学びの場」を考えていくことを大切にしています。

適切な「学びの場」を決定するためにも、通っている園、幼児教育保育施設の先生方とも相談し、お子さんが安心して学べる場について、一緒に考えていくことが大切です。

沖縄市教育委員会では、特別な支援が必要なお子さんの就学について、保護者や園の先生方が参考にさせていただけるよう、特別支援教育や就学の流れ等についてしおりを作成いたしました。

今後の相談や申請(要請)手続きの際に、この「しおり」を活用していただき、お子さんのより良い学びの場を検討していただけると幸いです。

目次

はじめに

第1章 特別支援教育の制度と内容について

1 学校教育における特別支援教育とは	4
2 通常学級における指導・支援の工夫とは	5
3 通級指導教室(通級による指導)とは	5
4 特別支援学級とは	7
5 特別支援学校とは	11
6 特別支援学校、特別支援学級、通級による 指導の対象となる障害の種類及び程度	12

第2章 特別支援教育に関する手続きについて

1 特別支援申請による学びの場の決定の流れ	14
2 特別支援申請を考えた時に(特別支援申請の前にしてほしいこと).....	15
3 特別支援申請書を作成する時に迷ったら・・・Q&A.....	16
4 特別支援教育補助者の支援とは	18
5 特別支援教育介助者の支援とは	19
6 転出を考えている場合	20
7 引用・参考資料	21

第1章 特別支援教育の制度と内容について

1 学校教育における特別支援教育とは

特別支援教育とは

障がいのある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズ(障がいの状態等による困り感)を把握し、その持てる力を伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減・改善するための適切な指導や支援を行う教育です。

連続性のある多様な学びの場

障がいのある子供たちのために、連続性のある学びの場として「通常学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」という4つの学びの場があります。

学びの場では、子供一人一人が学習や生活で抱える困難を改善または克服するために、保護者と共に「個別の教育支援計画」を作成し、具体的な教育的支援を行うための「個別の指導計画」を学校が作成します。

学びの場の柔軟な見直し

子どもの教育的ニーズの変化に応じて、学校や学びの場を柔軟に変更(措置替え)することができます。

4つの「学びの場」とその特色



通常学級

一斉指導の中でお子さんの状況に合わせ、必要に応じて座席の配慮や個別の声かけなど、一人一人の教育的ニーズに応じた工夫・配慮(合理的配慮)を行います。



通級指導教室

通常学級に在籍しながら、週に1、2時間程度別の教室で障害に応じた特別な指導(自立活動)を受ける仕組みです。障害による学習や生活上の困難さを改善・克服することを目指します。



特別支援学級

小・中学校の中に設置された少人数の学級で、在籍は特別支援学級になります。お子さんの障害の状態に合わせた特別な教育課程で学びつつ、通常学級の友達と一緒に活動する「交流及び共同学習」も行います。



特別支援学校

視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱等の障害の状態が比較的重たいお子さんを対象とした、専門性の高い学校です。専門の施設・設備が整っており、自立や社会参加を見据えたきめ細かな指導が一貫して行われます。

2 通常学級における指導・支援の工夫とは

担任による配慮の例

・個別の声掛けを多くすることや、座席位置の配慮、学習課題の量の調整や工夫・配慮などを行います

学校全体での支援体制

- ・特別支援教育コーディネーター(※注1)によるアドバイスや教育相談
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)による支援
- ・スクールカウンセラーによる教育相談

※注1 「特別支援教育コーディネーター」とは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内支援委員会の運営や推進役といった役割を担う教員のことです。

3 通級指導教室(通級による指導)とは

「通級による指導」を行う通級指導教室とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して障がいに応じた特別の指導を行う指導形態のことです。障がいによる学習や生活上の困難を改善するための自立活動の指導を中心に通級指導教室で学習を行います。

※通級指導教室が設置されていない学校においては、校内での合理的配慮や、特別支援学級での弾力的運用で通級による指導が実施されます。実施については各学校へお問い合わせください。

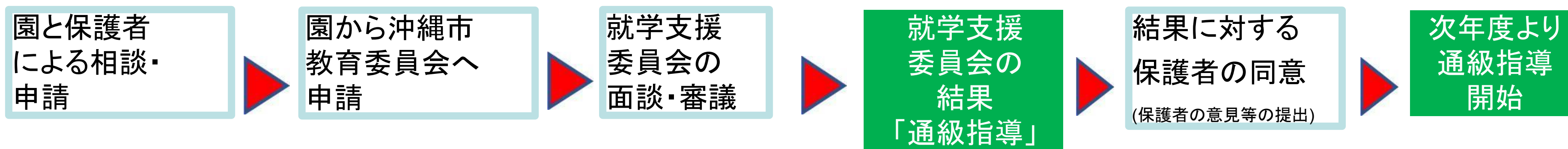


通級指導の受け方

通常学級で多くの授業を受けますが、教育的ニーズに応じて調整された時間割の中で、週1～2回程度(1回45～50分)授業時間中に通級指導教室で学習します。

自校通級	在籍する学校の通級指導教室に移動して学習します
他校通級	通級指導教室が設置されている学校へ通って学習します 【保護者送迎】※沖縄ろう学校難聴通級のみ
巡回指導	通級担当教員が他校へ巡回して指導します ※沖縄市では実施なし

通級指導を受けるための手続き



決められた期間内に前もって特別支援の申請が必要です。通級指導が決定された後は、通級による指導を行いながら、子供の状態が改善された時点で終了となります。

沖縄市の通級指導教室の内容

言語通級指導教室

対象	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導が必要なもの
指導内容	子供一人一人の状態に合わせて、舌の動かし方や発声練習などの発音や発語指導や、話し言葉の流暢性にかかわる指導などを行います。

発達通級指導教室

対象	<p>自閉症者: 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>情緒障害者: 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p> <p>学習障害者: 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とするもの</p> <p>注意欠陥多動性障害者: 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
指導内容	自立活動の中で、長所を伸ばしたり、発達特性による困難さを軽減したり、苦手さを克服するための指導を行います。社会参加に必要な知識、技能、態度などを学びます。

※通級による指導の対象となる種類と程度についてはP12参照

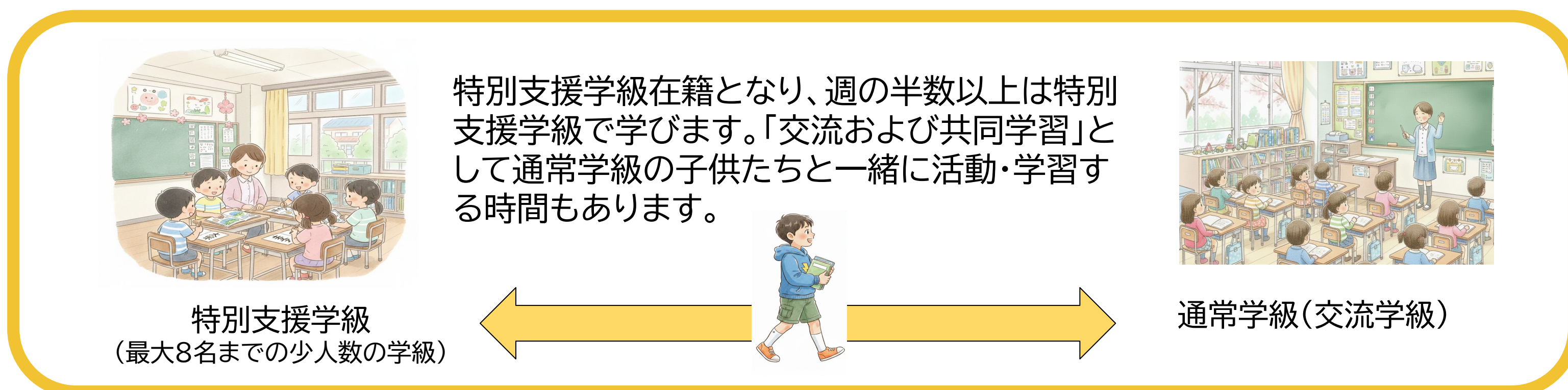
県立沖縄ろう学校への通級制度

難聴通級指導教室として、県立沖縄ろう学校(北中城村)への通級の制度もあります。在籍校からろう学校への送迎は、保護者をお願いしております。通級に関しては、県立沖縄ろう学校 ホームページにてご確認の上、ご相談ください。(沖縄ろう学校 TEL:098-932-5475)



沖ろう 通級パンフレット

4 特別支援学級とは



特別支援学級は

- 児童生徒最大8名に対して、担任が1人配置され、子供の教育的ニーズ(障がいの状態等による困り感)に応じた指導が行われる学びの場です。
- 障がいの種々の困難さを改善・克服する指導として「自立活動」の時間が設定されます。
- 通常学級と特別支援学級の子供たちが、教科や行事等の活動を共にする「交流」と、同じ場で学ぶ「共同学習」をおこないます。
- 各教科の目標や内容を学習の習得状況、障がいに応じて ①学年相応の教科等の指導 ②下学年の教科等の指導 ③知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えて指導(知的障がいのみ)を行うことができます。
- 対象となる障害種は「知的障害者」「自閉症・情緒障害者」「弱視者」「難聴者」「肢体不自由者」「病弱及び身体虚弱者」「言語障害者」となります。

特別支援学級の指導内容

子供一人一人の実態に応じた、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、個に応じた指導を行います。(週の授業時数の半数以上を特別支援学級で学びます)

教科の学習

基本的には、小・中学校の教科書を使って学習します。子供の発達段階を考慮して、下学年の学習内容や特別支援学校の指導内容を参考にする場合もあります。

自立活動

子供一人一人の自立を目指して、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服につなげていく学習です。(すべての特別支援学級が取り組みます)

各教科等を 合わせた指導 (知的特別支援学級のみ)

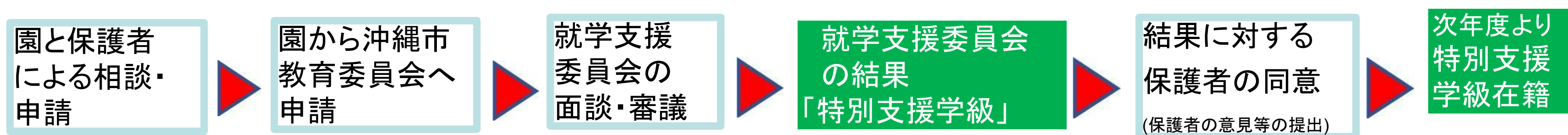
知的障害特別支援学級の場合は、子供の発達段階に応じて、特に必要な場合に複数の教科等を合わせた「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導(小学校のみ)」という指導の形態で授業を行う場合もあります。

交流及び 共同学習

特別支援学級に在籍していても、同学年の通常の学級(交流学級)にも座席が用意され、交流学級で共に学ぶ「交流及び共同学習」が行われます。

- ①給食や清掃、学校行事などを交流学級の子供たちと一緒に参加・活動します。
(相互の触れ合いを通して豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面)
- ②交流学級で学習可能な教科をみんなと一緒に学習します。
(教科のねらいの達成を目的とする共同学習の側面)

特別支援学級に入級するための手続き



決められた期間内に、特別支援学級等入級の申請が必要です

医療機関での診断の有無に関わらず、集団生活における困り具合に応じて申請できます。
(お手元に診断書・療育手帳等がある場合には写しの提出をお願いしております。)

子供の教育的ニーズ(障がい、疾患、発達特性等)、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を基に、沖縄市就学支援委員会にて学びの場を総合的に判断します。

また、現在「発達支援保育」、幼稚園での「特別な支援」を受けている幼児については、子供の困り具合に応じてどのような配慮が必要なのかをより適切に把握するを目的として、医療機関の受診をしていただいたうえで、就学支援委員会にて学びの場の検討を行っております。

※就学支援委員会の結果は、学校生活における教育的ニーズに応じた学びの場を決めるものであり、医療機関のように診断を下すものではありません。

(Q&A)① 特別支援学級では、苦手な教科だけ学ばせたい。それは可能なの？

(答え)

特別支援学級では、子供が社会的に自立していくことを目指して総合的に指導・支援をします。障がいによる学習上、生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導も行います。

よって、苦手な教科を学ぶためだけの補習授業を行う場ではありません。子供一人一人の実態に合わせて「個別の教育支援計画」を保護者と共に作成し、学校はそれに基づいた「個別の指導計画」を立て、指導・支援に活かします。

また、子供の特性などに配慮した学習指導を行うと共に、計画的に「交流及び共同学習」も行われます。

(Q&A)② 校区に希望する特別支援学級がない場合にはどうなるの？

(答え)

就学決定された場合、校区に対象となる障がい種の特別支援学級がない場合は、新設が検討されます。

※診断書が必要な場合もあります。

(Q&A)③ 特別支援学級で学び続けるためには、毎年申請が必要なの？

(答え)

「特別支援学級」と就学決定された場合、毎年申請する必要はありません。

ただし、特別支援学級に2年在籍している児童及び小学校から中学校へ進学する児童については、学びの場の見直しを行うため、申請を行う必要があります。その際は在籍する学校へご相談ください。

特別支援学級の種類

※特別支援学級の対象となる種類や程度についてはP12参照

① 弱視特別支援学級

指導内容	教科指導では、拡大教材やICT機器などを用いながら通常の教科内容を学びます。「自立活動」では、補助具の使い方や、自分の見え方を理解して、自ら学習環境を調整する具体的な方法などを学びます。
対象	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

② 難聴特別支援学級

指導内容	当該学年の学習を行いながら、教師や友達とのやり取りを通して「聞く・話す・伝える」力の向上を目指します。補聴器や人工内耳の活用など聞こえの状態に合わせて聞く力を伸ばしつつ、ことばの理解を深め学習が定着していけるよう指導を行います。
対象	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

③知的障害特別支援学級

指導内容	知的障害特別支援学級では、児童生徒の障害の状態に合わせて教科の目標・内容を下学年の教科の目標や内容に変えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりして学習します。各教科の学習に加え、個々の障害による学習や生活面での困難の改善・克服を目指す活動を「自立活動」の時間に行います。
対象	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

④肢体不自由特別支援学級

指導内容	一人一人の状態に合わせて姿勢を保つ・歩く・手指を使う等、日常生活を送る上で基本的な技能を高めていく指導・援助などを行います。教科の学習は身体的負担に配慮しながら進められ、操作しやすい道具やコンピュータ等も活用しながら個に応じた指導が行われます。
対象	補装具によっても歩行や筆記等、日常生活を送っていく上での基本的な動作等に軽度の困難さがある程度のも

⑤ 病弱特別支援学級(病弱・身体虚弱特別支援学級)

指導内容	教科の学習は通常の学級に準じた内容を基本としつつ、お子さんの体調・体力に合わせて進めていきます。学習状況に応じて下学年の学習を行うこともあります。「自立活動」では、病気の状態を理解して服薬や安静などの「生活の自己管理」ができる能力を養うことや、心理的な安定を育む学習などに取り組みます。
対象	1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

⑥ 言語障害特別支援学級

指導内容	各教科の学習は通常の学級に準じた内容を行います。正しい発音や話し方のリズムの改善に加え、言葉の基礎となる概念形成や語彙を増やす学習を重視しながら行います。「自立活動」では、唇や舌の運動機能を高めたり、呼吸の仕方、話す時のスピードやリズムなどの指導を行うとともに、心理的な安定を図りながらコミュニケーション力を養うため、言葉への自信や意欲を高める指導等も行います。
対象	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れのある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、その程度が著しいもの。

⑦ 自閉症・情緒障害特別支援学級

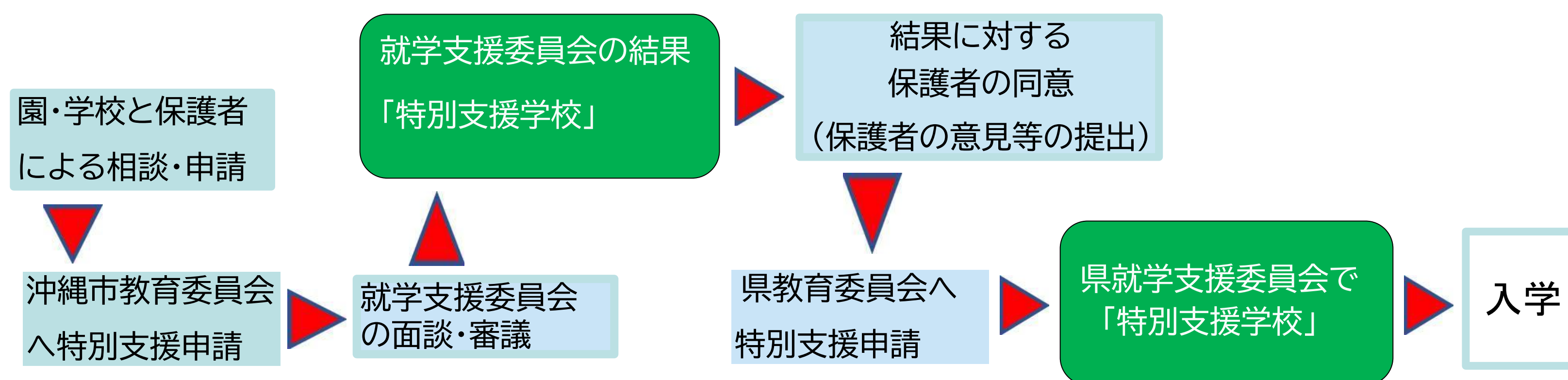
指導内容	教科の学習は通常の学級に準じた内容を基本としつつ、児童の学習状況に応じて下学年の学習を行うこともあります。見通しを持てる工夫など、子供の情緒面や心の安定に配慮しながら学習を進めます。自立活動の時間に感情のコントロールやコミュニケーション、社会性を身につけられるような個々の障害の状態に応じた指導を行います。
対象	1 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

5 特別支援学校とは

① 特別支援学校は

県立の学校で、子供の障がいの状態等に応じた教育課程と教育環境があり、個に応じた指導・支援が行われています。特別支援学校によっては、通学バスでの送迎や寄宿舎の利用等の支援もあります(通学バスや寄宿舎の条件等については支援学校へ確認が必要です)。

② 特別支援学校に通うための手続き



※子供の発達の程度、障がいや適応状況等を考慮の上で、就学先が決定されるため、保護者の希望と市や県の総合的な判断(判定)が異なる場合もあります。

※【対象】学校教育法第22条の3によって対象となる基準が定められています(12ページ参照)

(Q&A) 現在小学校に在籍しているけれど、特別支援学校に転入することはできるの？

(答え)

① 年度途中の転入は原則出来ません。転入にあたっては、前もって沖縄市教育委員会へ特別支援教育の申請が必要です。在籍する小学校へご相談ください。子供の発達の程度、障がいの状態の変化、適応の状況等を考えながら、「学びの場」の見直しとして、小学校から特別支援学校への転入が検討されます。沖縄県就学支援委員会より転入可能という結果が出ましたら、次年度より転入になります。

② 病気やケガで入院し、医師により学習が可能と判断され、3週間以上の学習期間がある場合、本人・保護者の意向と、在籍校の同意により転学することができます。特別支援学校(病弱特別支援学校)に転籍し、院内学級※1における学習指導を行うことができます。

※1…院内学級設置病院(8か所)

(北部病院・琉球大学病院・中部病院・中頭病院・こども医療センター・那覇市立病院・沖縄協同病院・沖縄赤十字病院)

(沖縄市通学区域の特別支援学校)

学校名	障害種	所在地	電話番号
美咲特別支援学校	知的障害	沖縄市美里4-18-1	938-1037
はなさき支援学校(一部地域)	知的障害	北中城村字屋宜原415	989-0192
泡瀬特別支援学校	肢体不自由	沖縄市比屋根5-2-20	932-7584
森川特別支援学校	病弱	西原町字森川151	945-3008
沖縄盲学校	視覚障害	南風原町字兼城473	889-5375
沖縄ろう学校	聴覚障害	北中城村字屋宜原415	932-5475

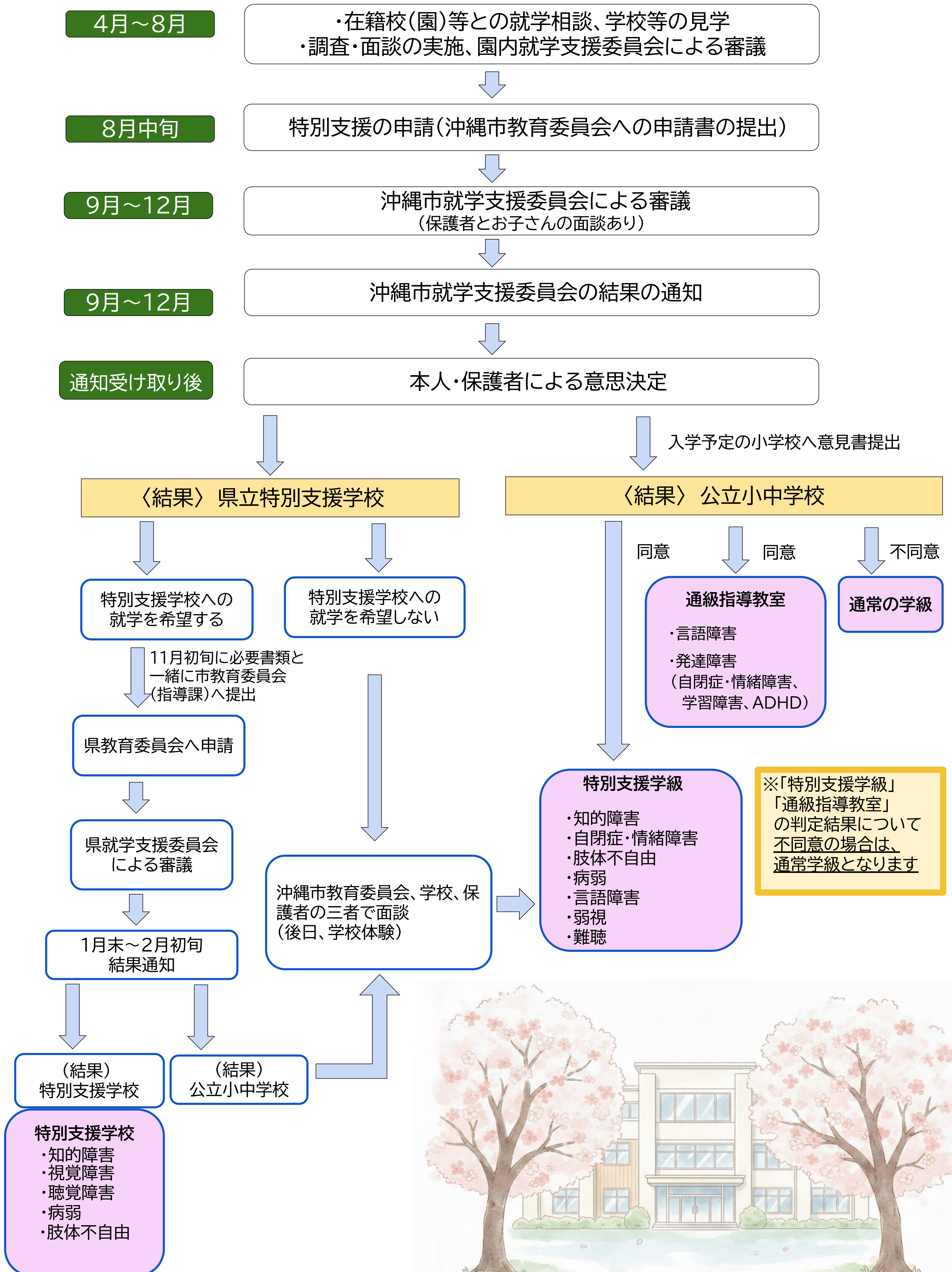
※各特別支援学校で「学校説明会」や「学校体験」が実施されます。申請を検討する場合は、学校説明会への参加や学校体験をし、事前に情報を得ておくことをお勧めします。

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級(25文科初第756号)	通級による指導(25文科初第756号)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
A D H D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

第2章 特別支援教育に関する手続きについて

1 特別支援申請による学びの場の決定の流れ



2 特別支援申請を考えた時に(特別支援申請の前にしてほしいこと)

1 子供を知る

学びの場を考えるうえでまず大切なことは、これからの学校生活における集団での学びにおいて、お子さんがどんなことに困るのか、どんなサポートを必要とするのかを整理して考えることが大切です。

学びの場を考えるための視点	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の行動の特性や、集団活動における困り具合などをよく観察して把握しましょう。 ・担任の先生の話に耳を傾け、日頃から関わりを密に情報共有をしましょう。 ・子供の思いや考えを聞きましょう。子供が毎日の学校生活を充実して楽しく過ごすことができる場はどこか、子供の立場で考えましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が将来に向けて自立し、社会参加ができるように、長期的視点をもって、家族でよく話し合い、意見を一つにしましょう。

2 相談・調べる

「通常学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」の中で、子供が安心して学べる場はどこなのかについて、通っているこども園や保育園(所)、学校、通所している児童発達支援事業所等と十分に話し合うことが大切です。

また、学びの場の情報を得るためにも、入学予定の学校の特別支援学級等の見学も行いましょう。

学びの場の情報を得るための視点	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が入学する予定の学校の特別支援学級、通級指導教室の授業見学をしましょう。(学校見学をする際には、事前に学校に連絡して日程調整が必要になります。在籍する園の特別支援教育コーディネーターへご相談ください)
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校が開催する学校見学や就学相談に参加しましょう。(支援学校では見学・説明会の時期が決まっています。見学の際は日程調整が必要になります。まずは在籍する園・学校の特別支援教育コーディネーターへご相談下さい。)

3 申請手続きに必要な書類について

申請に必要なもの		
	就学支援申請同意書	幼稚園・保育所(園)等と保護者が十分に話し合いをした上で、共に「就学支援申請同意書」を作成し、「S-M社会生活能力検査」を実施してください。
	S-M 社会生活能力検査(園・保育所が記入・提出)	
	知能・発達検査結果(必須)	
保護者のお手元があれば提出していただきたいもの		
	・診断書(特別支援申請に係るもの)	既に医療機関等に繋がり、左記のものをお持ちの場合には、写しを提出してください。 入手予定で、申請期間内に書類が整わない場合には、一旦申請書を提出し、後日提出してください。
	・障害者手帳 (療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳)	

3 特別支援申請書を作成する時に迷ったら…Q&A

Q 「通常学級」「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」の中でどの学びの場が我が子にとって一番望ましいのかわからない、迷っている。こんな時どうすればよいの？

A①.

小学校の特別支援学級や特別支援学校の見学を行うことで必要な情報を知ることができます。お子さまにとって必要な支援についてを確認しながら、見学後は園の担任の先生方と相談し、学びの場を選択していきましょう。お子さんの発達についての相談を希望する場合は、こども発達支援係「こねくと」への相談もご検討ください。



「こねくと」についてはこちら

A②.

就学相談や学校見学をしても、学びの場の選択を一つに絞ることが難しい場合には、以下の記入例を参考にして、申請書をご記入ください。

【記入のしかた】お子さまにとって最も望ましいと考える学びの場それぞれに○をつけたうえで、「〇〇と〇〇で迷っている」と余白に記入ください。

※就学支援委員会では、お子さまの発達状況や障がい・疾病の状況、集団における適応状況等を総合的に審議・判断されます。そのため、保護者の希望とは結果が異なる場合もあります。

Q 市外へ引っ越す予定。特別支援申請は、沖縄市と転居先のどちらですればいいの？

A.

特別支援申請は、現在住所がある（住民票登録をしている）市町村教育委員会へ申請してください。また、保護者が転居先の市町村教育委員会へも特別支援申請について早めにご相談ください。また、沖縄市就学支援委員会の結果は、転居先の市町村教育委員会へ引き継がれます。

Q 我が子は「自閉スペクトラム症」の診断を受けている。学びの場は「自閉症・情緒障害特別支援学級」がよいとなるの？

A.

いいえ。「自閉スペクトラム症」の診断を受けていても、通常の学級で学ぶ子は多くいます。集団における学習や生活面においてお子さまがどんなことに困り感を持ちやすいのか、つまづきを抱えやすいのかを整理し、どの程度支援を必要とするのかを含めて考えていきます。「通常学級」「通級指導教室」「特別支援学級」の学びの場から選択することが望ましいでしょう。

Q 我が子は、「自閉スペクトラム症」の診断があり、かんしゃくが多く、飛び出しもあるため、情緒面で困ることが多いと感じている。また、聞き取りづらい発音もある。自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍しながら、言語通級指導教室で発音の練習の指導を受けることはできるの？

A.

いいえ、できません。学びの場は一つです。お子さまにとって、最も支援を要することを主として指導支援が行われます。このケースの場合は自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍することになり、その中で子供の困り感に応じた指導を自立活動で軽減するよう実施いたします。

Q 一度特別支援学級に入ったら、ずっと特別支援学級で学び続けなくてはならないの？ 申請をした方がいいのか迷っている。小学校では申請できないの？

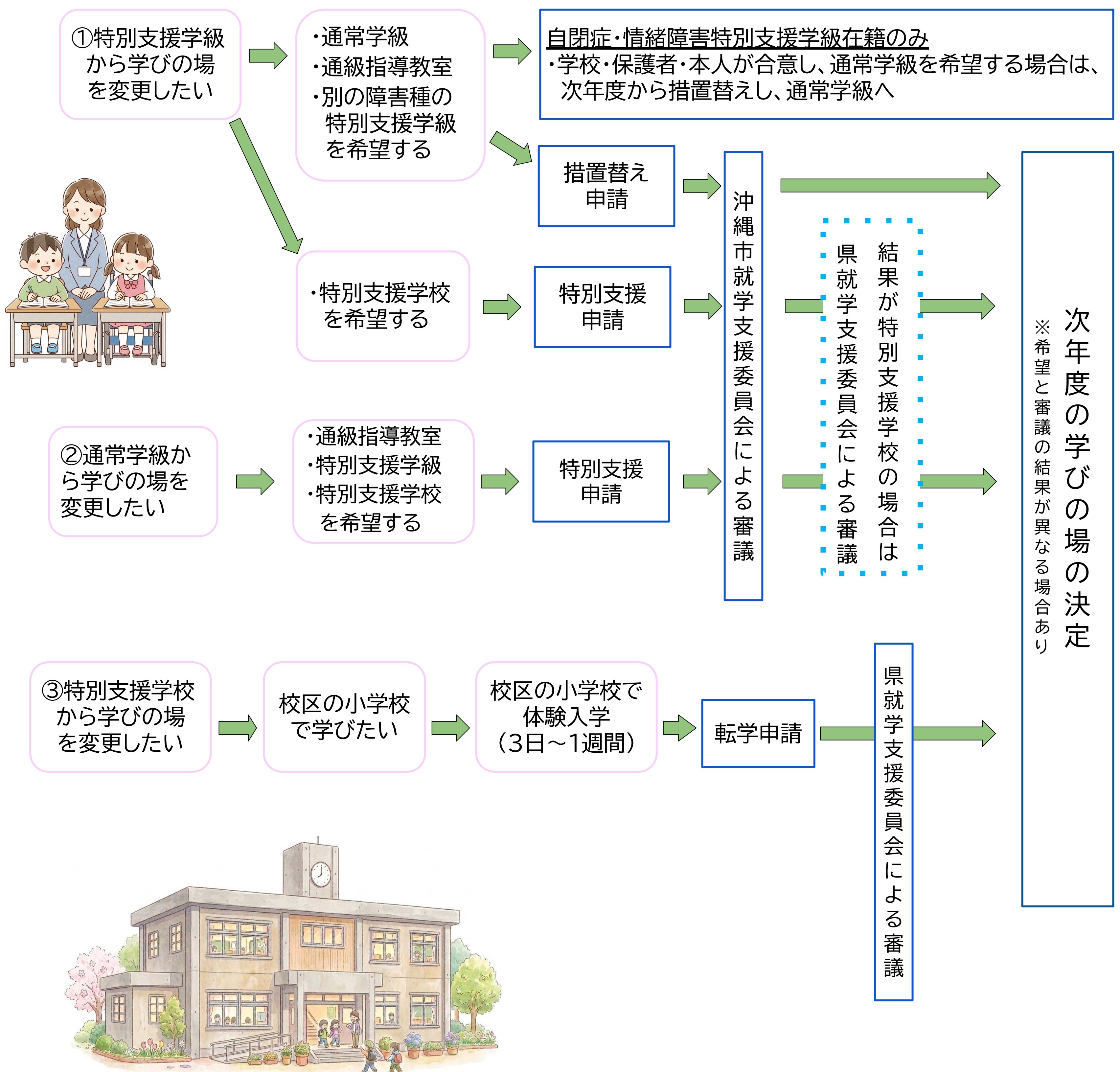
A.

いいえ。子供の障がいの状態等の変化に応じて適切な教育を行うために学びの場を見直すことができます。

つまり、就学時に決定した「学びの場」については、小学校6年間、中学校3年間固定されるものではなく、子供の教育的ニーズ(障害の状態等による困り感)の変化に応じて柔軟に学びの場を変更することができます。

また、沖縄市では2年間支援学級在籍している児童生徒においては、「学びの場の見直し」を実施しております。

入学後は、学校と相談しながら学びの場の変更を検討し、申請することができます。



4 特別支援教育補助者の支援とは

①特別支援教育補助者はどんな支援をするの？

基本的に通常学級に在籍する以下の児童生徒を対象としています

- ・注意欠陥多動性障害、自閉スペクトラム症、学習障害などの発達障がいの診断のある児童生徒
- ・先天性、後天性による疾病や事故等の後遺症などがある児童生徒
- ・「通級による指導」の判定を受けている児童生徒

支援の内容としては、①安全面の確保(安全見守り、情緒の不安定さからの急な飛び出しの対応、危険な行動の防止など)、②授業中の支援(声掛け、促し、読み上げなど)、③学校生活の支援(移動や作業の促しなど)があり、本人のつまづきや困り感に応じた支援を行います。

※市町村によって「特別支援教育ヘルパー」「特別支援教育支援員」など名称が違ふことがあります。



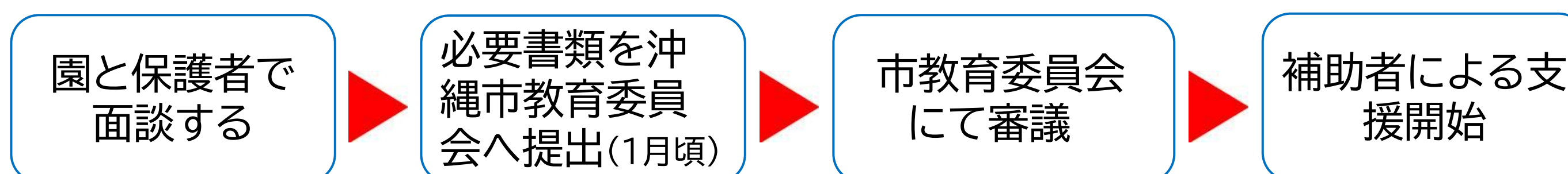
②1対1での支援をしてもらえるの？

基本的に、1対1で特定の子供だけを支援することはありません。学習状況を見守り、支援対象のお子さんに声かけなどの支援を行います。必要に応じて、個別に関わる場合があります。

特別支援教育補助者は、在籍児童生徒数等を考慮して、各学校に1、2名程度配置されています。お子さんの困っている状況に応じて、学校・保護者と確認した支援内容をもとに、補助者はその内容に応じた支援を行います。

③どんな手続きが必要なの？

特別支援教育補助者の申請については、補助者の申請書及び診断書の提出が必要です。また、申請は毎年必要になります。



※入学後、学校生活の様子を見ながら補助者の申請(5月頃)を行うことも可能です。学校の担任、特別支援教育コーディネーターへご相談ください。

【市外の小中学校に転入学する場合】

各市町村で特別支援教育支援員配置の基準等が異なりますので、保護者が転入学先の市町村教育委員会へご相談ください。

5 特別支援教育介助者の支援とは

①特別支援教育介助者はどんな支援をするの？

基本的な対象としては、様々な障がいのある児童生徒（特別支援学校の判定を受けたが地域の学校に通う児童・生徒）で、移動、排泄、食事、着脱等に関する介助を行います。

介助者は、学習指導や医療行為、リハビリ等を行いません。上記に示した移動、排泄、食事、着脱等に関する介助を行います。



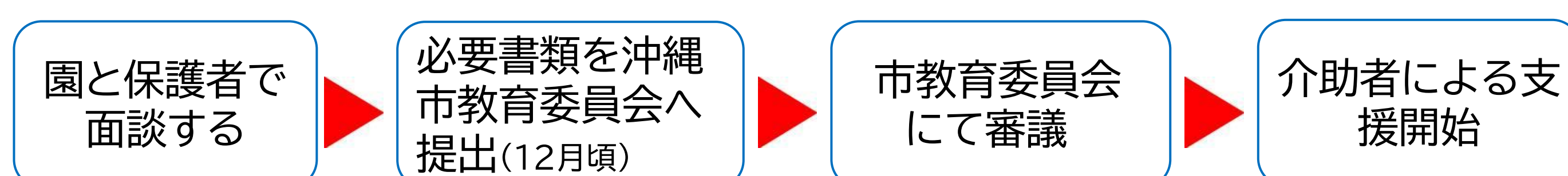
②1対1での支援をしてもらえるの？

基本的に、介助の必要なお子さんについて1対1、もしくは状況を見守り、声かけなどをしながら、必要な場面での介助を行います。

特別支援教育介助者は、保護者・学校で共通確認された介助内容に応じて、その指示された内容に応じた介助を行います。

③どんな手続きが必要なの？

特別支援教育介助者の申請については、介助者の申請書及び診断書の提出が必要です。また、申請は毎年必要になります。



【市外の小中学校に転入学する場合】

各市町村で特別支援教育支援員配置の基準等が異なりますので、保護者が転入学先の市町村教育委員会へご相談ください。

6 転出を考えている場合

沖縄市教育支援委員会による特別支援教育の結果(特別支援学級・通級指導教室)等の就学支援に係る情報は、転出先の学校における指導・支援に引き継がれます。通っている園(幼児教育施設)と連携しながら、諸手続きを進めてください。

沖縄市内の現在の校区とは別の小学校へ入学(転校)する場合

①通っている園に、転居時期、転居先、入学予定の学校名を報告してください。

②市役所7階 教育委員会(指導課)へ相談してください。(2月中旬の入学説明会の前までに行うことが望ましいでしょう)。「指定校変更」をご検討される場合には変更の条件がありますので、早めに市役所7階 学務課へご相談ください。

※園は転出情報について速やかに指導課へ報告するとともに、入学予定の小学校と連携し、情報の引継ぎをします。

沖縄市外または県外の小中学校へ入学(転校)する場合

①通っている園に、転居時期、転居先、入学予定の学校名を報告してください。

②市役所7階 教育委員会(学務課)へ相談してください。(2月中旬の入学説明会の前までに行うことが望ましいでしょう)。

③特別支援教育補助者の申請を希望する場合には、保護者が転出先の教育委員会へ問い合わせをしてください。(市町村によって申請の仕方や、対象基準が異なる場合があります)

○園は転出情報について速やかに指導課へ報告するとともに、入学予定の小学校と連携し、情報の引継ぎをします。

○教育委員会は転出先の教育委員会と連携し、就学にかかる資料を提供します。

※沖縄市教育支援委員会の結果は、他市町村あるいは県外においても有効であり、教育支援に活用されます。

※特別支援教育のシステムは各自治体によって異なりますので、保護者の方が転出先の教育委員会へご相談ください。

引用・参考資料

○「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」 令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

○特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)
令和4年4月27日付 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)
平成25年10月4日付 25文科初756号 文部科学省初等中等教育局長

○「令和7年度 小学校、中学校における特別支援教育に関する申請のしおり」
浦添市教育委員会 学校教育課

※本誌で使用しているイラストはNotebook LM及びGeminiで作成しています

